

令和2年6月30日

PTA会員各位

西初石小学校 PTA
会長 宮本 修

PTA 団体総合補償制度のお知らせ

向暑の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、PTA が主催する行事開催中における不慮の事故等に備えての「PTA 団体総合補償制度」についてご案内いたします。(保険料は PTA 会費より支出)

必ずご一読のほど、よろしくお願いいたします。

【2】 保険金額と保険料

	補償	保険金額	保険料
P T A 団体傷害保険 (熱中症危険補償特約)	死亡保険金	235万円	1会員（1世帯）あたり 保険料81円
	後遺障害保険金 (障害の程度によって)	9.4万円～235万円	
	入院保険金 日額（180日限度）	3,000円	
	手術保険金	(手術の際の入院の有無によって 上記入院保険金日額の) 入院中10倍・入院中以外5倍（1事故1回）	
	通院保険金 日額（90日限度）	1,500円	
P T A 賠償責任保険	身体賠償 (自己負担額：1事故1千円)	5,000万円（1名あたりの支払限度額） 3億円（1事故あたりの支払限度額）	児童・生徒1名あたり 保険料8円
	財物賠償 (自己負担額：1事故1千円)	500万円（1事故あたりの支払限度額）	
	受託物賠償 (自己負担額：1事故5千円)	10万円（1事故あたりの支払限度額） 1,000万円一年間支払限度額）	
生産物賠償責任保険	身体賠償 (自己負担額：1事故1千円)	1,000万円（1事故あたりの支払限度額） 1億円一年間支払限度額）	売上高1万円あたり 保険料6円

【3】 保険期間

2020年4月1日午後4時から

2021年4月1日午後4時までの1年間

【4】 保険金をお支払いする場合

	種類	概要
PTA 団体傷害保険	死亡保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡保険金の全額をお支払いします。 ※すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。
	後遺障害保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご契約の程度に応じてご契約の後遺障害保険金の4~100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は保険期間を通じてご契約の後遺障害保険金額が限度となり、すでに後遺障害保険金をお支払いの場合は、その金額を差し引いた残額が限度となります。
	入院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、医師による治療のため入院した場合、入院日額1日につきご契約の入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院にかぎりです。
	手術保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術(補償の対象にならない手術もあります。)を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術:10倍・入院を伴わない手術:5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故について1回の手術に限り、2回以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払いします。
	通院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、医師による治療のため通院(往診を含みます。)した場合、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の実際に通院した日数のうち90日を限度とします。被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着した場合は、装着日数について通院したものとみなします。(ただし、手指や足指の骨折で「指」のみを固定するために、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着した場合は除きます。)
PTA 賠償責任保険	身体賠償	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合、被害者1名につき5,000万円、1回の事故につき3億円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額:1事故1,000円)
	財物賠償	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の財物を損壊し、法律上の損害賠償責任を負担した場合、1回の事故につき500万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額:1事故1,000円)
	受託物賠償	日本国内でのPTA活動において、第三者から借用したスポーツ用品・備品等の財物を使用、管理中に損壊、紛失または盗取され法律上の損害賠償責任を負った場合、1回の事故につき10万円、年間あたり1,000万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額:1事故5,000円)
生産物賠償責任保険	損害賠償金	被害者に対して支払う損害賠償金。 ※損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除してお支払いします。
	損害防止費用	事故が発生した場合において、損害の発生および拡大の防止のために支出した費用のうち、損保ジャパン日本興亜が必要・有益と認めた費用。
	権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合、その権利の保全・行使のために被保険者が支出した費用のうち、損保ジャパン日本興亜が必要・有益と認めた費用。
	緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合においても、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、護送その他の被害者に対する緊急に必要な措置を行うために要した費用、およびあらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用。
	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)において事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出する争訟費用、弁護士費用などの費用。 ※直接要した費用の全額をお支払いします。ただし、損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額のその損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。
	協力費用	損保ジャパン日本興亜による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用。 ※直接要した費用の全額をお支払いします。

[5] 保険金をお支払いできない主な場合

PTA 団体 傷害 保険	<p>次のいずれかの事由によって被ったケガ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・ 被保険者が自動車、バイク（原動機付自転車を含む）等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ・ 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ・ 被保険者に対する外科的手術等の医療処置（保険金をお支払いするケガの治療を除きます。） ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 戦争、暴動等 ・ 核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な犠牲、これらの犠牲による事故 ・ 放射線照射、放射能汚染 ・ 被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ・ 被保険者が道路以外の場所で自動車、バイク等による競技、競争、興行中（練習中を含みます。）に生じた事故 ・ 被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運転中に生じた事故 ・ 独立行政法人日本スポーツ復興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ <p style="text-align: right;">・・・など</p>
PTA 賠償 責任 保険	<p><PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任> <受託物に係わる損害賠償責任> 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意 ・ 戦争、外国の武力行使、内乱または暴動 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・ PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 <p><PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任>のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者が所有、使用、管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ・ 自動車・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 <p><受託物に係わる損害賠償責任>のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損に対する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">・・・など</p>
生産物 賠償 責任 保険	<p>● 次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、暴動等 ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災 ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な犠牲の作用またはこれらの特性 ⑤ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性 ⑥ 環境汚染（不測かつ突発的に汚染物質が流出した場合は除きます。） ⑦ 汚染物質の処理費用の支出 ⑧ 人・動物の治療・看護・介護、医薬品の調剤、身体美容や整形、あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師・弁護士・建築士等がその資格に基づいて行う仕事（所定の資格を有しないものを行うこれらの業務を含みます。）の遂行 <p>● 次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑨ 損害賠償に関する特別な約定または合意により加重された賠償責任 ⑩ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑪ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、供給、処分等を行った生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任 ⑫ 生産物または仕事の瑕疵（かし）に起因するその生産物または仕事の目的物自体に発生した財物の損壊に対する賠償責任 ⑬ 生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能もしくは性能を発揮できないことに起因する賠償責任 ⑭ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する賠償責任 <p>● 次の損害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑮ 保険契約締結の際、保険事故の発生する原因がすでに存在していることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その原因により発生した事故による損害 <p>● 次の費用に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑯ 回収措置を講じるために要した費用 <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>用語のご説明（生産物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生産物 被保険者の占有を離れた財物をいいます。ご契約にあたっては、補償対象とする生産物を記載していただきます。 ● 仕事の結果 被保険者が行った仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引き渡し）または放棄の後の仕事の結果をいいます。ご契約にあたっては、補償対象となる仕事を記載していただきます。